

矢吹町ごみ集積所設置及び維持管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町がごみ収集を行うためのごみ集積所について、町がその設置及び維持管理に関し適正な指導等を行うことにより、ごみ集積所の周辺環境の美化及び清潔保持を図り、住民の良好な生活環境の保全に寄与するとともに、ごみの収集作業の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 矢吹町区長会を構成する行政区をいう。
- (2) 行政区長等 行政区の区長、ごみ集積所管理団体等の代表者及び集合住宅の所有者又は管理者をいう。
- (3) 住宅事業者 分譲（建売分譲を含む。）の形態で住宅地を整備する事業者をいう。
- (4) ごみ集積所 町が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第6条の2第1項の規定により収集、運搬及び処分することとされている一般廃棄物のうち、家庭ごみ等を一時的に排出する場所及び保管する設備をいう。

(設置基準等)

第3条 行政区長等及び住宅事業者がごみ集積所を新設しようとする場合は、次に掲げる設置基準を満たしていなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 使用戸数が5戸以上であること。
- (2) 戸数に応じたごみ排出量を収容できる十分な面積を有していること。
- (3) 当該土地の所有者から承諾を得ていること。
- (4) 収集車が通行できる幅の道路に接していること。
- (5) 道路交通上支障が発生しない場所であること。

(事前協議)

第4条 集合住宅を建築しようとする者又は分譲の形態で住宅地を整備しようとする者であって専用のごみ集積所を設置しようとする者は、建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する建築主事の確認をいう。）を受ける前、又、敷地整備を行う前に、事前に次の事項について町長と協議を行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) ごみ集積所を設置しようとする場所
- (2) 戸数に応じたごみ集積所の必要面積
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
（ごみ集積所の設置等に係る申請）

第5条 行政区長等及び住宅事業者は、ごみ集積所を新設、変更又は廃止しようとする場合は、ごみ集積所新設（変更・廃止）申請書（第1号様式）により、収集の開始を希望する日の14日前までに町長に申請するものとする。

（ごみ集積所の維持管理）

第6条 行政区長等は、ごみの散乱防止等の必要な措置を講じるなどごみ集積所の適正な維持管理を行い、当該ごみ集積所の清潔を保持しなければならない。

2 ごみ集積所を利用する者は、ごみの分別を徹底するとともにごみの散乱防止等の必要な措置に協力するものとする。

3 町長は、ごみ集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該ごみ集積所の管理者等に対して必要な指導を行うものとし、指導の結果なおも改善が見られない場合には当該ごみ集積所の承認を取り消すことができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。